

## 入間市振興計画審議会条例の一部を改正する条例（議案第 3 1 号） 改正要旨

## 1 改正の目的

令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 6 次総合計画・後期基本計画の策定に当たって、基本構想の変更について検討するため、令和 3 年度中に振興計画審議会を開催する見込みとなった。これに伴い、現行の第 6 次総合計画では第 5 次総合振興計画まで計画名称に使われていた「振興」という文言が「拡大」や「発展」をイメージさせ、まちの成熟化が進んだ現状や計画の方向性にそぐわないと考えられることから計画名称に入れられていないことを踏まえ、審議会の名称を現行の第 6 次総合計画の名称と整合させるため。

## 2 改正の内容

審議会の名称を「入間市振興計画審議会」から「入間市総合計画審議会」に改めるとともに、条文の整備をする。また、附則で、入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例における「振興計画審議会」の文言を「総合計画審議会」に改める。

## 3 施行日

公布の日